

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第3回会議付属資料

## タウンウォッチング視察箇所一覧

番号	施設（計画）の名称	施設（事業予定地等）の所在	市町名	担当課等	施設（計画）の概要	備 考
1 - 1	西条市総合文化会館	西条市神拝甲 79 - 4	西条市	総務部 文化会館	平成 8 年 4 月オープン ・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・鉄筋コンクリート造 ・地上 4 階 延床 8513.07 m <sup>2</sup> 、大ホール（1,140 席）、小ホール（394 席）、リハーサル室、練習室、喫茶室等	
2 - 1	西条市産業情報支援センター	西条市神拝甲 150 - 1	西条市	企画産業部 商工観光課	平成 11 年オープン 鉄筋コンクリート 4 階建 延床 2272.5 m <sup>2</sup> インキュベータ室 12 室 情報研修室等	
3 - 1	アクアトピア事業	西条市神拝	西条市	建設部 下水道課	平成元年度完成 上流から 湧水ゾーン、流水ゾーン、遊水ゾーン、景水ゾーン、静水ゾーンの 5 つのゾーンで形成。 昭和 60 年 5 月旧建設省よりアクアトピアの指定（全国で 32 地域指定）	
4 - 1	（仮称）西条市総合福祉会館	西条市神拝甲 324 - 1	西条市	生活福祉部 社会福祉課	21 世紀の複雑多様化する市民の福祉ニーズに対応し、各種福祉活動を総合的に展開する中核施設を建設する計画	
5 - 1	JR 伊予西条駅前広場 （西条市鉄道博物館（十河信二記念館） 建設事業）	西条市大町 859 - 1	西条市	企画産業部 企画調整課	財団法人日本ナショナルトラスト及び JR 四国の参画を得て、駅前広場周辺に元国鉄総裁十河信二氏を顕彰する記念館を建設する計画	
6 - 1	西条運動公園	西条市ひうち 1 - 2	西条市	教育委員会 管理部 保健体育課	ひうち球場 昭和 60 年度完成 総合体育館 昭和 61 年度完成 総合プール 昭和 63 年度完成 陸上競技場 平成 13 年度完成	
7 - 1	市民の森 （東部臨海土地造成事業（1・2号地） ほか）	西条市福武	西条市	建設部 都市整備課	平成 3 年度完成 面積約 19.3ha 考古歴史観をはじめ、自由広場、県木の森、梅林園、記念の森、冒険広場など	
7 - 2	（東部臨海土地造成事業（1・2号地））	西条市ひうち	西条市	建設部 建設課	1号地：平成 7 年度完成、約 147万 m <sup>2</sup> （約 45 万坪）、立地企業 14 社 2号地：昭和 55 年度完成、約 177万 m <sup>2</sup> （約 54 万坪）、立地企業 79 社	
7 - 3	（県営土地改良総合整備事業）	西条市禎瑞地内	西条市	企画産業部 農林水産課	平成 12 年度着工、平成 18 年度完了予定 受益面積 136.7ha 事業費 900,000 千円 道路工、用水工、排水工	
8 - 1	西条市西部地域交流センター （西条市西部児童館）	西条市氷見乙 581 - 1	西条市	生活福祉部 高齢福祉課	平成 5 年 7 月 27 日開館 敷地 6,000 m <sup>2</sup> 鉄骨造瓦葺平屋建延床 1298.02 m <sup>2</sup> 建設費 411,618 千円 大集会室、娯楽室、健康増進室、憩室、作業室、浴室等	
9 - 1	小松町立温芳図書館	小松町 大字新屋敷甲 3007-1	小松町	教育委員会	平成 7 年完成 鉄筋コンクリート造一部木造・日本瓦葺 2 階建 延 1,309.13 m <sup>2</sup> ・一般用、児童用開架書庫・視聴覚室・IT コナー・AV コナー・レファレンスコナー ・郷土資料常設、企画展示室 など	
10 - 1	小松町地域福祉保健センター 小松町生きがいデイサービスセンター	小松町 大字新屋敷乙 48-1	小松町	健康福祉課	平成 8 年完成 鉄筋コンクリート造平屋建 延 1,904.92 m <sup>2</sup> ・保健センター・デイサービスセンター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会（H12 年完成）	
11 - 1	中央公園建設事業	小松町大字新屋敷	小松町	建設課	昭和 53 年度着工・平成 17 年度完成予定 多目的広場、中央広場、椿の園、グラウンドゴルフ場、オートキャンプ場、石鎚山ハイウェイアジリス館 1 号棟、2 号棟、バンガロー（予定） など	
12 - 1	丹原町 B & G 海洋センター （屋内温水プール）	丹原町大字志川	丹原町	教育委員会 社会教育課	平成 5 年度に財団法人 B & G 財団により建設されたもので、平成 8 年度に丹原町に無償譲渡された施設。 メインプール（25m × 6 コース）、幼児用プール、ジャグジープール など。	

## タウンウォッチング視察箇所一覧

番号	施設（計画）の名称	施設（事業予定地等）の所在	市町名	担当課等	施設（計画）の概要	備 考
13 - 1	道前道後平野農業水利事業 （志河川ダム）	丹原町大字志川	丹原町	農地整備課	農業用水施設 かんがい面積 1,090ヘクタール 総貯水量 1,200千立メートル 完成年度 平成19年度	
14 - 1	丹原町定住促進団地 「くるみニュータウン」	丹原町大字来見	丹原町	企画財政課	本町西部地区の過疎化、少子化の施策として移転改築した中学校跡地に宅地を造成し分譲を行っているもの。 全64区画（内未分譲20区画） 1区画平均坪数 約70坪、平均坪単価 約65千円	
15 - 1	愛の山周辺整備構想	丹原町内愛の山周辺地域	丹原町	企画財政課	本町の「愛の山」周辺を、総合公園や、文化会館などの既存公共施設や農業水利施設などを整備利用して都市と農村の交流エリアとして整備する構想で、住民参加によるワークショップにより平成10年に策定した。	
16 - 1	壬生川駅西地区土地区画整理事業	東予市周布、北条、 三津屋地内	東予市	建設部 都市計画課	平成16年度～平成23年度予定 施行予定面積約33ha	
17 - 1	河原津北地区開発構想 （河原津海岸環境整備ほか）	東予市河原津乙7-237外	東予市	建設部 都市計画課	今治・小松自動車道に設置予定のPAや永納山城遺跡を生かした観光レクリエーション、地域交流などの拠点づくりの整備	
17 - 2	（河原津海岸環境整備）	東予市河原津甲1149-43地先	東予市	建設課	自然海岸として生態系や特性に配慮した海岸として整備	
17 - 3	（永納山遺跡保存事業）	東予市河原津乙7-4外	東予市	教育委員会 文化財室	今年度から16年度まで列石遺構等の試掘調査を行い、その成果をもって17年度に国の史跡指定申請を行う。 その後、保存整備検討委員会を設置し、保存整備のための発掘調査を行い、22年度までに保存整備事業を行う。	
18 - 1	河津原干拓地西工区	東予市河原津甲1170外	東予市	建設部 都市計画課	未利用地の有効活用 A=約42ha 構造改革特区に開発構想を提案済み	
19 - 1	運動公園整備事業	東予市河原津新田甲157	東予市	建設部 都市計画課	平成19年度完成予定 体育館、多目的広場、駐車場（一部）、中央広場（一部）	
20 - 1	東予インダストリアルパーク等周辺 （東予港港湾計画の見直しほか）	（東予インダストリアルパーク） 東予市北条962番地他	東予市	産業経済部 商工振興課	昭和50年3月完成（面積約164ha）昭和62年10月～（株）田窪工業所に売却（約31ha）、住友共同電力（株）（約17ha）、四国電力（株）（約1.7ha）、日新製鋼（株）（76ha）、（株）村上鉄工所（約11,900㎡）、（有）志賀工業（約1,200㎡）、東予運輸倉庫（株）（約6,600㎡）、（有）モリセイ工業（約3,800㎡）に売却	
20 - 2	（東予港港湾計画の見直し）	東予港（壬生川地区） 東予市北条962-9地先他	東予市	建設課	平成15年度計画策定予定 港湾関連施設の整備（岸壁、防波堤、航路等）	
20 - 3	（都市計画道路北条新田高松線）	東予市北条～丹原町高松	東予市	建設課	都市計画決定 平成3年12月17日 L=6,940m （うち東予市5,130m） W=16.0m	
20 - 4	（都市計画道路壬生川氷見線）	東予市壬生川～東予市今在家	東予市	建設課	都市計画決定 平成3年12月17日 L=5,090m W=14.0（30.0）m	

タウンウォッチング行程表

行		程				
出発	徒歩	バス乗車(以降バス移動)				
8:30~8:40	8:45~8:55	8:55~9:05	9:05~9:15	9:20~9:25	9:35~9:45	10:05~10:20
西条市総合文化会館	西条市産業情報支援センター	アクアトピア事業	(仮称)西条市総合福祉会館	JR 西条駅前広場	西条運動公園	市民の森
						昼食(~12:30)
10:35~10:45	10:55~11:05	11:10~11:25	11:30~11:40		12:50~13:00	
西条市西部地域交流センター	小松町立温芳図書館	小松町地域福祉センター・生きがいデイサービスセンター	中央公園建設事業		丹原町 B&G 海洋センター	
休憩						
13:10~13:20	13:30~13:40	13:45~14:10	14:20~14:30	14:50~15:10		
道前道後平野農業水利事業(志河川ダム)	丹原町定住促進団地「くるみニュータウン」	愛の山周辺整備構想	壬生川駅西土地区画整理事業	河原津北地区開発構想		
解散						
15:15~15:25	15:30~15:40	15:55~16:10	16:25			
河原津干拓地西工区	運動公園整備事業	東予インダストリアルパーク等周辺	西条市総合文化会館			

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	条例・規則等の取扱い	細項目					
事務事業名		専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会			
調整方針	<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</li> <li>2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</li> <li>3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの</li> <li>4 失効するもの</li> </ol>						
2 市 2 町 の 現 況		具 体 的 な 調 整 内 容					
例規集に登載されている条例等		<p>新設合併が行われる場合、合併関係市町(西条市、東予市、丹原町及び小松町)は合併によって消滅するため、従来の4市町の条例・規則等は全て失効することになる。</p> <p>そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。</p> <p>なお、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条 例 …… 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分により即時制定し、施行する。(地方自治法第179条第1項)</li> <li>(2) 規則、その他 …… 新市の市長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)</li> </ol> </li> <li>2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等)</li> <li>(2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行するもの</li> </ol> </li> <li>3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの                     <p style="margin-left: 20px;">新市の条例・規則等が制定、施行されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行する。(地方自治法施行令第3条)</p> </li> <li>4 失効するもの</li> </ol>					
区 分	西 条 市				東 予 市	丹 原 町	小 松 町
条 例	222件				154件	141件	135件
規 則	176件				168件	123件	107件
その他(規程・要綱等)	157件				170件	94件	90件
計	555件				492件	358件	332件
(平成14年10月1日現在)							

## 条例・規則等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(第2項 第3項 省略)

(条例・規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

## 先例地の事例

(西東京市)

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

(さいたま市)

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

(さぬき市)

5町同一の条例、規則等は原則として現行のとおりとする。

類似、相違しているもの及び1町または数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

(宇摩合併協議会(任意))

現行の条例等を次により、区分し、調整する。

合併と同時に長の専決処分により、即時制定施行させるもの

従来旧市町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

失効するもの

## 制定方法による分類

制定方法	内 容	例 示
専 決	<p>合併に伴い2市2町の全ての条例、規則等は失効することになります。</p> <p>新市発足の日に議会の開会は現実には不可能と考えられることから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者が新市発足の日から必要な条例を専決処分により制定し、施行することとなります。</p> <p>また、新市発足の日から必要な規則については、地方自治法第15条第1項の規定により、市長職務執行者が制定し、施行することとなります。</p>	<p>○市の基本的事項に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の位置を定める条例</li> <li>・公告式条例 等</li> </ul> <p>○執行機関の組織に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の休日を定める条例</li> <li>・事務分掌条例 等</li> </ul> <p>○財政運営に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の作成及び公表に関する条例</li> <li>・特別会計設置条例 等</li> </ul> <p>○住民福祉増進のための事務事業に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館設置及び管理条例</li> <li>・福祉手当支給条例 等</li> </ul> <p>○使用料、手数料に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料条例 等</li> </ul> <p>○市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税条例</li> <li>・国民健康保険条例</li> <li>・介護保険条例 等</li> </ul> <p>○人事に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公平委員会設置条例</li> <li>・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</li> <li>・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等</li> </ul> <p>○報酬、給与等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬及び費用弁償条例</li> <li>・特別職の職員の給与に関する条例</li> <li>・一般職の職員の給与に関する条例 等</li> </ul>
逐 次	<p>新市発足時には必要のない条例規則又は市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し、施行することとなります。</p>	<p>○表彰等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉市民条例</li> <li>・表彰条例</li> </ul> <p>○慣行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市章、都市宣言</li> </ul> <p>○条例議案の提案権が長にないもの（議会の組織、運営に関するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会条例</li> <li>・議会事務局条例</li> </ul>
暫 定	<p>地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則が制定施行されるまでの間、必要な事項について、従来合併関係市町の地域に施行されていた条例又は規則を施行することができます。</p>	<p>○合併協議会での協議結果により、当分の間、旧市町の条例を当該地域に適用するとされたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西条市河川の清流を守る条例</li> <li>・（基金条例）</li> </ul>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目			
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。							
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容			
市・町章	西条市章  西条の「西」の文字を組み合わせて図案化したもので、市の発展と和を輪型で象徴している。 (昭和26年9月30日議決)	東予市章  「東予」をかたかなの「トヨ」で円形に図案化したものである。 2つの円形で市の融和と団結を表わし、併せて限りなき発展を端的に象徴したものである。 (昭和47年9月22日制定)	丹原町章  丹原の「た」を、特産の「あたご柿」と重ねて図案化したもので、円は「町民の和」を、鋭角は「町の飛躍発展」を象徴している。 (昭和49年4月1日制定)	小松町章  全体の形を小松町の小の一字としている。小松、石根、石鎚の三町村の合併を三角と弧によって、がっちりとして三者が支え合って安定感を表している。中央の三角は、小松町有の山林を表すとともに、国定公園四国最高峰の石鎚山を象徴させている。全体的に円形は円満な合併町民性を三角の頂点は町の発展を表す。 (昭和33年6月14日制定)	市章については、合併後新たに定める。			
市・町民憲章	西条市民憲章 わたくしたちは、水の都西条の市民です。 わたくしたちの西条市は、霊峰石鎚の美しい自然と清流加茂の水に恵まれ、長い歴史と輝かしい伝統をもっています。 わたくしたちは、この郷土に誇りを持ち、働くことに生きがい、住むことに喜びを感じる理想のまち西条を築くため、この憲章を定めます。 1. わたくしたちは、自然を愛し、緑と清らかな水を守って、美しいまちにします。 2. わたくしたちは、教育に力をそそぎ、文化のまちにします。 3. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で明るいまちにします。 4. わたくしたちは、産業を育て生産に励んで、豊かなまちにします。 5. わたくしたちは、隣人を愛し、助け合って暖かいまちにします。 【制定時期等】 昭和46年11月3日 市制30周年を記念し、市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会に諮って選定。 昭和46年11月3日制定	東予市民憲章 わたくしたちの東予市は霊峰石鎚を仰ぎ瀬戸の海を見わたす道前平野にたくましくのびゆくまちです。 わたくしたちは「空青く水清らかな田園工業都市」をめざしてここに市民憲章を定めます。 みんなでそだてよう 花と緑の美しいまちを みんなでつくろう 心のかよう福祉のまちを みんなでめざそう 若さみなぎる健康のまちを みんなでできそう かおり豊かな文化のまちを みんなでのばそう 活気あふれる産業のまちを 【制定時期等】 昭和52年3月30日 市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会が選定 昭和52年5月28日制定	丹原町民憲章 わたくしたちは、恵まれた自然とかがやかしい伝統にはぐくまれた丹原町に誇りを持ち、より活力と希望にみちた郷土をつくる心のよりどころとしてこの町民憲章を定めます。 1 豊かな自然をたいせつに住みよい町をつくりましょう 1 かおり高い文化を育て教育の町をつくりましょう 1 あたたかい心のふれあう福祉の町をつくりましょう 1 たくましく活気に満ちた産業の町をつくりましょう 1 スポーツに親しみ健康で明るい町をつくりましょう 【制定時期等】 昭和61年10月12日制定	(該当なし)	市民憲章については、合併後新たに定める。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目			
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針								
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容			
市・町の木、花等	市樹 　くろまつ（昭和44年1月1日制定）	市の樹 　くすのき（昭和52年5月28日制定）	町の木 　かき（昭和61年10月12日制定）	町の木 　まつ（昭和60年3月12日制定）	市の木、花については、合併後新たに定める。			
	市花 　さくら（昭和44年1月1日制定）	市の花 　つつじ（昭和52年5月28日制定）	町の花 　さくら（昭和61年10月12日制定）	町の花 　つばき（昭和60年3月12日制定）				
	市の鳥 　カワセミ（平成2年12月20日制定）				市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。			
	市の色 　ブルー（平成2年12月20日制定）							
市・町の歌	西条まつりばやし（昭和54年度制作）	東予市音頭（昭和52年度制作）	丹原町歌（昭和51年6月30日制定） 丹原音頭（昭和53年度制作）	小松音頭（昭和63年3月13日制定）	市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。			
都市宣言等	世界連邦平和都市宣言(昭和32年12月23日宣言) 暴力追放に関する決議(昭和33年9月30日決議) 交通安全都市宣言（昭和36年12月23日宣言） 衛生文化都市宣言（昭和37年12月20日宣言） 防犯都市宣言（昭和39年3月12日宣言） 公害追放都市宣言（昭和47年1月25日宣言） 核兵器廃絶・平和都市宣言（昭和61年3月24日宣言） 「ゆとり宣言」に関する決議（平成3年3月22日決議） 人権尊重都市宣言決議について（平成5年9月27日宣言）	非核平和都市宣言（昭和59年6月28日決議） ゆとり創造宣言（平成2年12月25日決議） 人権尊重都市宣言（平成5年6月26日決議） シートベルト完全着用宣言（平成7年6月23日決議） ボランティア推進都市宣言（平成12年9月26日決議）	人権尊重の町宣言（平成5年9月24日決議） シートベルト完全着用宣言（平成7年6月28日決議） 非核平和の町宣言（平成7年9月26日決議）	交通安全町宣言（昭和37年3月28日決議） 文教町宣言（昭和39年9月29日決議） 非核小松町宣言（昭和59年12月21日決議） 暴力追放宣言（昭和62年6月29日決議） 健康都市宣言（昭和63年9月20日決議） ゆとり創造宣言（平成2年9月27日決議） 人権尊重の町宣言（平成5年12月16日決議）	都市宣言等については、合併後調整する。			

## 先 例 地 の 事 例

### 〔篠山市〕

- ( 1 ) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- ( 2 ) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- ( 3 ) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- ( 4 ) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 〔西東京市〕

- ( 1 ) 市章は、新市において、調整する。
- ( 2 ) 市の木、花、鳥は、新市において調整する。
- ( 3 ) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

### 〔新潟市〕

- ( 1 ) 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- ( 2 ) 市民歌は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- ( 3 ) 「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。

### 〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

- ( 1 ) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- ( 2 ) 市の花、木は、新市において調整する。
- ( 3 ) 都市宣言は、新市において調整する。

### 〔宇摩合併協議会〕

- ( 1 ) 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。
- ( 2 ) 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。
- ( 3 ) 市民憲章については、新市において新たに定める。
- ( 4 ) 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。
- ( 5 ) 祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。
- ( 6 ) 川之江市において宣城市と交わしている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。